

NSRセミナーのご案内

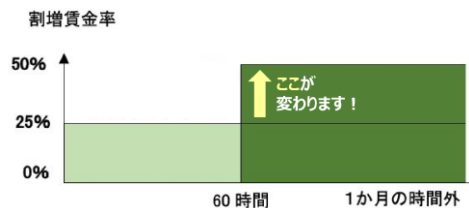
時間外労働60時間超の割増賃金率対策支援セミナー

セミナーの内容

2023年4月より中小企業に猶予されていた割増賃金率が適用されます！

(1) 令和5年4月1日からは中小企業にも適用

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げの注意点



1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(2) 就業規則の改定

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下……25%
- ② 時間外労働60時間超……50%

(3) 給与計算の対応

月60時間を超える時間外労働が深夜労働（22:00から5:00までの労働）である場合には、その割増賃金率は、時間外労働の割増賃金率50% + 深夜労働の割増賃金率25% = 75%になります。

対 象	「経営者、総務・人事担当者向け」
開 催 日 時	2023年1月18日(水曜)①11:00～12:00 ②16:00～17:00 ※①と②は同じ内容です。
開 催 方 法	リモート開催(Zoom)※「マイク」「ビデオ」はOFFでお願いします。 ※顧問先様へは「見逃し版(録画)」および資料のご提供がございました。
参 加 費	無料 ※「NSR通信」ご購入の企業様
定 員	90名 ※定員に達しましたら受付を終了します。
申 し 込 み	(1)参加ご希望の方は、NSRホームページのお問い合わせよりお申込み下さい。 1社何名でもzoomに入室できますが、参加者多数の場合は参加人数の調整をお願いすることがあります。 (2)お申し込み戴きました方には事前にzoom入室URLをお送りします。 セミナー当日zoom接続後、待機室にて、会社・団体名、氏名を確認の上、入室許可いたします。
メールアドレスの入力はお間違えないようお願い致します	

社会保険労務士法人NSR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777

fax 06-6345-3776